

第1章

ドイモイ下における国会の変容

はじめに

ベトナムでは第6回党大会(1986年12月)以降、グエン・ヴァン・リン(Nguyen Van Linh)書記長(当時)の下で「ドイモイ」(刷新)が開始された。このドイモイ開始の主要な原因は、1986年当時、出口のない経済苦況に陥ったベトナムがその打開策を採る必要に迫られたこと、また、そのような状況を招いたベトナム共産党に対する国民の不満が1930年の党設立以来最高といわれるほどに高まり、それを挙国一致の体制で乗り切ろうとしたことにある。同党大会では、党指導部は自らが指導してきた国家統一(1976年)以降の経済・社会政策を総括し、その指導上の誤りや欠点について厳しい自己批判を行い、党がそれまで大衆の願望を十分理解せず、大衆から遊離し、現実を正しく評価せず主観的に経済・社会政策の指導を行い、政権政党としての責務を十分果たしえなかったことを猛省し、「人民こそ根本である」(lay dan lam goc)という原点に立ち戻る必要があることを言明した。以来、ベトナムでは政治の「民主化」、情報の「公開化」、経済管理機構の改善、経済開放政策の実施などを主要な内容とする「ドイモイ」路線が積極的に推進され、第7回党大会(1991年6月)で書記長に選出されたド・ムオイ(Do Muoi)新書記長の下でも引き続き同路線が継承されることになった。

「ドイモイ」の下での政治の「民主化」は、国会、人民評議会などの民選機関の役割を重視し、同時に大衆団体の役割を重視する方向で推進された。

また、情報の「公開化」も進められ、従来以上に言論の自由を拡大し、新聞・雑誌など公刊文献でも国民各層の意見を紹介するなど社会に新しい空気を吹き込んだ。経済のドイモイのなかで非社会主義経済セクターを発展させる政策は、経済的に重要であるばかりでなく、従来、ベトナム社会で冷遇されてきた非社会主義経済セクターで働く労働者やその家族の積極的な社会参加を促すことになり、政治的にも重要な意味を有することになった。1988年3月には第1回全国農民大会が開催され、同年10月には第6回労働組合大会が開催されたが、この両大会では国営・集団部門以外の農民、労働者の結集が強調され、ベトナムにおけるプロレタリアート独裁のあり方に新しい変化をもたらした。この「民主化」、「公開化」は新しい経済政策とも相互に影響を与えつつ、党の威信回復を図るベトナム共産党が広く大衆の意見を吸収して、それを政治に反映させることを目的として進めたものと思われるが、国民からも概ね歓迎された。1988年後半から、徐々に経済が安定し始めたこともあり、党指導部も党に対する国民の信頼が回復してきているとの判断を下せるまでに至った。

しかし、1988年以降に生じたソ連・東欧諸国をめぐる情勢の変化は、ベトナムにとって78年以降の同盟国ソ連とその強い影響下にあった東欧諸国との関係を見直す必要性を生みだし、また、ベトナムにおいてこれまで以上に急進的な政治改革を促す状況を作りだした。1989年に入るとベトナム共産党はこの「民主化」、「公開化」を利用して、党の指導性に打撃を与えようとする者、党と国家の威信を低めようとする者、多元主義を主張する者などに警戒を強め、思想工作の強化を図った。こうして国内外の急激な環境の変化により、ドイモイはその範囲、ペース、方法などをめぐって党内にさまざまな意見を生みだした。このような状況を背景に第6回党中央委員会（1989年3月20～29日）では、第6回党大会決議の2年間にわたる実現状況が点検され、その後3年間の「ドイモイ」事業を指導する観点や方向・任務が決定されることになった。同委員会では、「ドイモイ」事業を展開する過程で、以下の6つの「基本原則」を貫徹しなければならないと強調された。①社会主義へ進む

ことがベトナムにとって必要なことであり、社会主義ベトナムの建設が党と人民の目標であり、理想である、②マルクス・レーニン主義が党の思想的基礎であり、人民の革命事業全体の指導思想である。思想面でのドイモイはマルクス・レーニン主義の諸原理から離れない、③政治体制の組織と活動方法のドイモイはプロレタリアート独裁の力と効果を増強するためのものである、④党の指導は社会主義祖国ベトナムの建設と防衛を成功裡に実現するための決定的な条件である、⑤民主主義は拡大しなければならないが、この民主主義は社会主義的民主主義であり、ブルジョア民主主義ではなく、指導された民主主義である、⑥愛国主義とプロレタリア国際主義・社会主義的国際主義との結合、民族の力と時代の力の結合をする⁽¹⁾。

この「6原則」の公表は当時のベトナム共産党内部にすでにさまざまな意見があったことを示唆するものであったが、当時の共産党がドイモイの下で目指すべき「社会主義社会」像を示した点でも注目された。しかし、さらにその後のソ連・東欧諸国における脱社会主義の歩みはいっそうベトナム指導部に危機感を抱かせることになった⁽²⁾。と同時に、そのような国際環境の下でベトナム自身がどのような道を歩むべきかを自問させることになった。1991年の第7回党大会ではベトナムの目指す「社会主義社会」像が提示されたが、党大会においてさえ党指導部の示したその社会主義社会像への合意がとりつけにくい状況となった⁽³⁾。党は当面の結論であるとして「綱領」を採択したものの、党への入党者数が1987年10万人、88年8万人、89年6万6000人、90年4万9000人と年々減少する状況のなかで、この「綱領」をはじめとして各意見の妥協的性格をもった諸文書を採択せざるをえない状況であった⁽⁴⁾。こうした状況は後の憲法論議にも反映することになった。なによりも憲法は「綱領」の体制化を目指すものであり、綱領以上に憲法ではその具体化が不可欠であったからである。

本章はこのようなドイモイの過程において、国会がどのように変容してきたのかを論じようとするものである。第1節ではドイモイ以前の国会代表選挙と国会の活動がどのようなものであったのかをまとめ、第2節では第6回

党大会後に実施された第Ⅷ期国会代表選挙がどのような点で従来の選挙とは異なり、ドイモイを示す選挙であったかを明らかにする。第3節では、この選挙によって選出された国会の活動がドイモイ深化の過程で従来といかなる点で異なることになったのかを明らかにする。そして第4節では、1992年憲法（92年4月18日公布）制定過程で重要な位置を占めた国会・国家評議会の再編問題に関する議論を紹介しつつ、92年憲法では最終的にどのような意見が主流となって国会・国家評議会が再編されたのかを明らかにする。そして、第5節では、1992年憲法体制の下で行われた第Ⅸ期国会代表選挙がどのように行われ、第Ⅷ期国会代表選挙と比較してドイモイがどの程度深化したのかを考察する。また、第6節では同選挙で選出された第Ⅸ期国会の活動が1994年10月現在までどのように変化したのかを考察する。そして最後に、この作業を通して、ベトナムが今日進めているドイモイ、なかでも政治のドイモイの現状を理解し、政治のドイモイが今後どのように展開していこうとしているのかについて言及する。

第1節 ドイモイ以前の国会代表選挙と国会の活動

ベトナムの1959年憲法および1980年憲法では、国家の全権力は人民に属し、人民は国会および各級人民評議会を通じて権力を行使すること、そして国会は国家の最高権力機関であり、憲法および法律の制定権をもつ唯一の立法機関であることが定められていた。しかし、これらの条文の内容は実際には共産党の指導の下で制限され、あるいは形骸化されてきた。

ベトナムでは建国直後の1946年に最初の国会代表選挙が実施され、その後、59年の選挙法に基づき5回、81年の選挙法に基づき1回、合計7回の国会代表選挙がドイモイ以前に行われている。このうち、1964年以降の各国会代表選挙と国会の活動についてはほぼ以下の点が明らかになっている⁽⁵⁾。

まず、選挙についてであるが、第1に国会においてベトナム共産党が指導

力を確保できるような選挙規定が選挙法のなかに明記され、実際に共産党がその指導力を確保してきたことである。憲法では、国会における法律と決議の採択には国会代表の過半数の賛成が必要とされてきた。したがって、制度的にはベトナム共産党が国会に対する指導力を有効に発揮させるためには代表全体の過半数を同党の政策を支持する人物(党員を含む)によって確保することが保障されなければならなかった。そこで、ベトナム共産党は選挙の立候補者に対して強い指導力を発揮できるような選挙規定を設けた。それは、①立候補申請者に関する規定と、②立候補者の最終決定に関する規定である。

立候補申請者に関しては、1959年の選挙法と81年の選挙法では「個人立候補権」の有無において大きな違いがあるが、選挙の実体としては64年以降ほとんど変化はなかった。1959年選挙法では「21歳以上の者はすべて被選挙権を有する」(第2条)、「各選挙単位において、各政党、人民諸団体は個別あるいは連帯して立候補者を推薦することができる。個人は被選挙権を有する」(第24条)と規定されていた。したがって、党が指導力を発揮できない団体から推薦される人物や、党の政策に反対する個人も立候補を申請できる余地が残っていた。しかし、1981年の選挙法では「21歳以上の者はすべて国会に選出されることができる」(第2条)、「各選挙単位において、ベトナム祖国戦線委員会は、各基礎組織における勤労人民の集団の意見を参考にし、各政党、人民諸団体と協議して、立候補者を推薦する」(第26条)と改訂され、共産党の影響力が強い祖国戦線の推薦がなければ、たとえ第2条に定められたように国会に選出される資格はあっても、立候補の申請すらできなくなった。これは、明らかに立候補を申請する段階での党の指導力が増大したことを意味した。ところが、実際には、それ以前の1964年、71年、75年の各国会選挙でも3～7名の個人立候補者がいただけであったといわれ、71年の選挙では立候補者529名のうち個人立候補者7名を除く522名全員が共産党の影響力の強いベトナム祖国戦線の推薦を受けていたのである。

また、党が国会に対する指導力を確保するためのもうひとつの規定、立候補者の最終決定に関する規定については、1959年の選挙法と81年の選挙法に

各省・都市別の結果

立候補者数(名)								有権者数(名)				投票率(%)				
II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	VI	VII	VIII	IX	VI	VII	VIII	IX	
456	448	529	527	605	614	828	601		26,893,310	32,176,034	37,524,453		97.96	98.75		
456	448	529	527	325	320	438	325		14,231,792	16,610,390			98.46	98.69		
39			52	26	38	49	32	841,010	1,606,941	1,811,589	1,387,948	99.82	99.33	99.32	99.23	
25			31	15	16	21	14	596,340	647,191	771,465	879,671	99.49	97.99	97.45	97.63	
13			17	9	10	14	10	348,815	429,991	466,774	482,636	99.38	98.26	98.19	99.25	
15			8	5	5	6	6	185,036	238,008	283,547	353,786	99.17	98.77	97.71	98.16	
			7	4	5	8	6		171,511	198,827	221,959	99.30	98.16	96.95	98.68	
8			12				6				312,369				98.13	
6			7		8	8	12	331,921	456,347	519,841		99.26	98.54	97.92		
							6				242,377				98.89	
8			8				6				318,076				98.01	
6			8	9	8	12	6	327,822	409,358	490,803		98.44	97.06	96.37		
							6				257,894				97.62	
7			10			6	9		258,308	304,470	304,584			99.15	98.66	98.86
7			9		10	6	9	8		323,446	360,707	350,833	98.48	95.88	95.63	97.34
12			14	10	9	13	10	395,719	480,030	548,721	608,065	98.55	97.06	97.35	97.06	
33			32				18				1,256,206				99.12	
7			9	25	18	25	9	1,036,058	808,028	957,764		99.56	99.03	99.22	99.56	
24			28	18	18	25	19	702,668	870,838	1,045,271	1,228,651	99.52	98.61	98.94	98.61	
24			29	20	16	22	17	781,994	737,512	903,372	1,194,825	99.73	99.46	99.49	99.34	
31			38	24	23	31	21	911,576	1,058,832	1,269,485	1,495,614	99.14	98.09	98.69	98.58	
26			31	17	17	25	15	685,666	749,175	871,932	1,039,430	99.93	99.29	99.44	99.25	
41			44				20				1,449,465				99.39	
12			13	34	31	43	7	1,232,253	1,371,207	1,602,185		99.87	99.49	99.39	99.39	
36			44	27	27	36	25	1,087,975	1,264,995	1,473,589	1,741,501	99.01	98.21	98.56	99.24	
34			43				22				1,365,099				98.43	
26			21	37	33	46	14	1,344,318	1,503,798	1,741,335		99.03	97.29	98.69	99.17	
							7				365,772				98.91	
16			12				6								99.23	
				27	26	32	8		846,276	988,713		99.49	98.39	99.39	99.23	
											496,736				99.79	

国会期	選挙区数								定数(名)								
	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	
南部					27	41	80	71					230	232	232	180	
ホーチミン					4	6	11	8					35	35	35	24	
クアンナム・ダナン					2	2	5	4					15	15	15	11	
クアンガイ								2								5	
ビンディン					2	3	6	3					18	18	18	8	
フーイエン								2								4	
カインホア					1	2	4	2					11	11	11	3	
ニントゥアン								1								3	
ビントゥアン					1	2	3	2					9	9	9	5	
ザライ								2								4	
コンツウム					1	1	2	1					6	6	6	3	
ダックラック					1	1	2	2					5	5	5	6	
ラムドン					1	1	1	2					4	4	4	5	
ドイナイ					1	3	4	3					13	13	13	8	
ソンベ					1	1	2	2					6	6	6	5	
タイニン					1	1	2	2					6	6	6	4	
ロンアン					1	2	3	2					8	8	8	6	
ティエンザン					1	2	4	3					11	11	11	7	
ベンチェ					1	1	3	3					9	9	9	6	
ヴィンロン								2								6	
チャヴィン					1	2	4	2					13	13	13	6	
ドンタップ					1	2	3	3					10	10	10	7	
アンザン					2	2	6	3					14	14	14	8	
カントー								4								10	
ソクチャン					2	3	8	3					19	19	19	8	
キエンザン					1	1	3	3					8	8	8	7	
ミンハイ					1	2	3	3					10	10	10	7	
バリア・ブンタウ						1	1	2						2	2	4	

(出所) *Nhan Dan*, 7, 28 May 1960/12 May 1964/29 Apr. 1971/6, 11-17, 20, 26 Apr. 1975-3, 5-9, 12, 14-17, 19, 20, 23 Apr., 11 May 1987/22-25, 27-29 July 1992.

- (注) 1) 表の各省・都市名は第IX期国会代表選挙が実施された時点の行政区分に従っている。
2) 第VIII期国会代表選挙まで、異なる行政区分の下で選挙が実施された省・都市についても完全に一致していない場合もある。

立候補者数(名)								有権者数(名)				投票率(%)			
II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	VI	VII	VIII	IX	VI	VII	VIII	IX
				280	294	390	276		12,661,518	15,565,644			97.40	98.82	
				44	47	58	36		1,886,687	2,341,707	2,712,489	98.24	97.69	99.43	99.49
				20	17	28	18	715,781	757,677	928,701	1,074,628	99.11	99.00	99.62	99.74
				23	21	30	8		942,230	1,115,493	590,783	98.98	98.35	99.24	99.33
			11				738,389				99.71				
				13	13	18	7		579,004	714,497	359,780	99.28	98.84	99.53	99.04
			5				499,496				99.62				
				11	11	15	5		444,448	546,892	220,067	98.32	98.21	99.44	99.67
			9				450,186				99.78				
				8	8	10	6	281,965	345,322	412,446	362,913	98.99	98.45	99.16	99.08
			5				122,747				99.10				
				7	6	9	10	210,365	265,895	400,073	587,685	99.29	98.58	98.40	98.92
				6	6	6	8	165,579	209,662	300,465	400,093	99.49	99.07	99.54	99.63
				14	16	21	13		731,489	1,006,036	934,589	97.77	95.80	98.75	99.09
				8	8	10	7	306,005	364,478	486,813	590,337	98.18	97.53	99.04	99.44
				8	8	10	6		333,434	393,310	466,131	98.48	96.40	98.65	99.10
				10	10	14	9	396,232	468,798	556,820	651,601	97.10	95.59	97.80	99.18
				13	15	18	11		614,203	744,521	856,624	97.80	98.18	99.37	99.83
				11	11	15	9		500,356	614,540	696,234	98.34	98.00	99.02	99.46
				15	17	21	10	627,479	738,119	878,927	528,403	97.79	96.92	98.11	99.51
			8				446,064				98.78				
				11	12	16	11		565,439	643,414	776,010	96.13	95.34	98.27	99.05
				16	18	22	11		742,107	864,967	1,043,523	96.97	96.94	98.81	99.24
				21	25	36	16	899,360	1,072,339	1,285,567	893,825	97.58	95.77	97.39	98.19
			11				581,185				98.31				
				10	10	13	10	393,316	461,733	540,350	644,068	99.00	97.42	98.36	99.68
				11	12	16	10		580,928	716,263	836,330	98.20	97.57	98.00	99.40
					3	4	6		57,170	73,842	359,671		98.58	99.44	99.45

/2,3,5-9, 12, 14-17, 19, 20, 23 Apr., 11 May 1976/4-14, 29, 30 Apr., 1, 3-9, 18 May 1981/22 Apr.

は、各省・都市の統廃合が分かるように努めたが、ある省の一部だけが他省に統合されるなど必ずし

基本的に差異はなく、その内容は次のとおりであった。

まず、立候補者を推薦する者、もしくは自ら立候補を申請する者（後者は1959年選挙法のみ）が、各省・中央直属都市レベルの人民委員会によって設置された選挙委員会（Ban Bau Cu）に必要書類を提出する。次に、この書類を受理した選挙委員会が立候補者名簿を作成、公開する。この時点で、もし、作成した名簿に対して異議申し立てを受けたならば、選挙委員会はその異議申し立ての内容を審査して、この問題に対する適当な措置を講じる。しかし、異議申し立て者がこの選挙委員会の措置に対して依然として不服な場合は、国会常務委員会（1981年の選挙法では国家評議会）によって設置された上級の選挙評議会（Hoi Ding Bau Cu）がこの問題を処理する。この選挙評議会の決定は最終的な決定と見なされる。この選挙法の規定から分かることは、選挙委員会もしくは選挙評議会が、立候補者を最終的に決定する権限を有していること、しかも、この選挙委員会および選挙評議会が党の指導力が強い各省・中央直属都市レベルの人民委員会あるいは国会常務委員会（1981年の選挙法では国家評議会）によって設置されていることである。したがって、もし、共産党にとって好ましくない人物が立候補者に推薦されたり、自ら立候補の申請を行ったとしても、共産党は選挙委員会もしくは選挙評議会の権限を通して彼らを立候補者名簿から削除することが可能なのである。

選挙に関して明らかになっている第2点目は、祖国戦線によって推薦され、選挙委員会によって決定された立候補者の数が常に定員の1.2～1.3倍の間であったことである（表1を参照）。この事実は、立候補者数が意識的に固定化され、国会代表選挙における「投票」という行為がごく限られた範囲においてしか大衆の意思を反映せず、基本的には、選挙委員会による「立候補者名簿作成」段階ですでに選挙が終了していることを示している。したがって、国会への民意反映の重要な鍵は、立候補者推薦の過程で祖国戦線が如何に大衆の意見を反映させるか、そしてまた、選挙委員会がそれを名簿作成時点で如何に継承するかにかかっていることが分かる。

第3は、選挙においては、ベトナム共産党の党員、非党員を問わず落選の

可能性を有していたことである。1976年の選挙以降、ベトナムでは立候補者の肩書きが新聞に公表されるようになったが、76年、81年の選挙結果をみると、党中央委員（候補委員を含む）はそれぞれ36名、66名が立候補し、全員が当選しているものの、それより下級の党員は、それぞれ207名、224名が立候補し、24名、20名が落選している。これは、たとえ共産党員であっても、その立候補者自身の能力や人格によって大衆の審判を受けることを意味し、また、党自身がこうした審判を受けることによって大衆の支持を得られる国会代表の選出を望んでいたことを示しているといつてよいであろう。

第4は、選挙委員会が立候補者名簿作成の時点で、国家的要請を考慮して国会代表の階層・身分別構成を決定していると考えられることである。少数民族については、選挙法であらかじめ代表全体の一定割合が代表となるように定められていたが、それ以外には特別な規定はなかった。しかし、表2にあるように、「労働者」、「農民」、「科学・技術、教育、文化、芸術工作に携わる者」などの全体に占める比率は、1964年の第Ⅲ期国会代表選挙以降、ほぼ一定であり、また、第Ⅳ期国会にみられる婦人の急増、第Ⅴ期国会にみられる青年の急増、第Ⅵ期の軍人の急増などといった現象をみると、これは、国会代表の立候補者数が代表定員の1.2～1.3倍であることからして、このような結果を予定したうえで立候補者の決定がなされていたと判断してよい。

第5は、国会代表の再選者数が全体の30～35%と一定で、しかも、1度落選あるいは祖国戦線に推薦されなくなると、ほとんど返り咲いて国会代表になることはもとより、再び推薦されることさえなくなるといふことである。このような実態を説明するには、後述するようなベトナムの政治において国会および国会代表が果たす役割を考える必要があるように思われる。

ドイモイ以前の国会選挙には以上のような特徴があったのであるが、このような選挙によって選出された代表で構成される国会の活動はどうであったのだろうか。やはり、公刊文献を資料としてみると、概ね次のような特徴が挙げられよう。

第1に、当時の国会で共産党の路線、政策を否認するような事態が生じた

表2 国会代表の階層¹⁾・身分別構成

(単位:人)

国会期 (選挙期日)	I (1946. 1. 6)	II (1960. 5. 8)	III (1964. 4. 26)	IV (1971. 4. 11)	V (1975. 4. 6)	VI (1976. 4. 26)	VII (1981. 4. 26)	VIII (1987. 4. 19. 5. 3)	IX (1992. 7. 9. 8. 9)	
立候補者総数		456	448	529	527	605	614	826	601	
当選者総数	403	453	453 ³⁾	420	424	492	496	496	395	
階層・身分別構成	労働者 ⁴⁾	50	71	91 (21.7) ¹²⁾	93 (21.9)	80 (16.3)	100 (20.2)	91 (18.3)	19 (4.8)	
	農民 ⁵⁾	46	90	90 (21.4)	90 (21.2)	100 (20.3)	92 (18.5)	105 (21.2)	58 (14.7)	
	手工業者 ⁶⁾					6 (1.2)	9 (1.8)	19 (3.8)		
	軍人 ⁷⁾		20	18	27 (6.4)	28 (6.6)	54 (11.0)	49 (9.9)	38 (9.6)	
	科学・技術, 教育, 文化, 芸術 工作に携わる者 ⁸⁾		65	98	87 (20.7)	93 (21.9)	98 (19.9)	110 (22.2)	123 (24.8)	60 (15.2)
	宗教関係者 ⁹⁾		16 ¹¹⁾	8	8 (1.9)	8 (1.3)	13 (2.6)	15 (3.0)	9 (1.8)	7 (1.8)
	政治幹部 ³⁾		(165)	(78)	(117) (27.9)	(112) (26.4)	(141) (28.7)	(121) (24.4)	100 (20.2)	(213) (53.9)
	婦人	10	49	62	125 (29.9)	137 (32.1)	129 (26.2)	108 (21.8)	88 (17.7)	73 (18.5)
	青年 ¹⁰⁾		40	71	82 (19.5)	142 (33.5)	127 (25.8)	90 (18.1)	55 (11.1)	66 (16.7)
	少数民族	34	56	60	72 (17.1)	71 (16.7)	72 (14.6)	73 (14.7)	70 (14.1)	66 (16.7)
	人民武装勢力 労働英雄		76		5 (1.2)	25 (5.9)	29 (5.1)			

- (注) 1) 第VI, VII期では, 当選者の階層を, 「労働者」, 「農民」, 「手工業者」, 「軍人」, 「科学・技術, 教育, 文化, 芸術工作に携わる者」, 「宗教関係者」, 「政治幹部」の7項目に分類している。本表では, この分類により, 他の期においてもその当選者を階層別に, 分類している。したがって, これら各項の当選者の合計は, その期の当選者総数と同一である。
- 2) 当欄の()内の数字は, 1)で説明した分類を前提として, その期における当選者総数より, 他の公表された各階級の代表数を差し引いたものである。
- 3) 第II, III期においては, 1946年に選出された南部代表は留任している。これは, 1959年末の第I期第2次国会の議決により, 南北ベトナム統一まで任期が延長されることになったためである。留任した南部代表は第II期が91人, 第III期が89人であった。しかしながら, 1971年の第IV期以降は, このような措置はとられなかった。なお, 表の数字は南部代表を加えたものである。
- 4) 第IX期では「工業分野で活動する代表」という項目であった。
- 5) 第IV, V, VII, VIII期では, 「集団農民」という項目であった。第IX期では「農業分野で活動する代表」という項目であった。
- 6) 第VII期では, 「手工業合作社員」という項目であった。第VIII期では「小手工業合作社幹部・社員」という項目であった。
- 7) 第IX期では, 「人民武装勢力」という項目であった。
- 8) 第VI期では, 「知識人, 民主的人士」として, 第V, VII, VIII期では「社会主義的知識人」という項目であった。第IX期では「文学・芸術」, 「教育」, 「医療」に携わる代表の合計である。
- 9) 第VII, VIII期では, 「民主的人士, および各宗教の代表者」となっていた。
- 10) 第IV期までは, 21~30歳, 第V, VII, VIII, IX期では, 21~35歳の当選者が, この項目に分類されていた。
- (第VI期においては, 公表されたデータはないが, おそらく後者と同様であったと思われる。また, 第V期に当選者が急増したひとつの理由には上記の変化にも原因があろう。)
- 11) 内訳は, キリスト教関係者14人, 仏教関係者2人と公表された。また, 1960年5月8日付「ニヤンザン」紙では, 3人が神父(Linh Muc)であり, 2人が和尚(Hoa Thuong)であったとされる。
- 12) 第IV期では, この表の階層別項目の他に「改造された民族資本家」という項目があり, ここには3人の当選者が分類されていた。なお, 2)に関連して, 第III期における政治幹部の当選者数は, この「改造された資本家」3人を他の階層別項目の当選者数とともに当選総数より差し引くことにより, 算出した。
- ()内の数字は国会代表総数に占める各階層・身分の比率(%)である。

(出所) Nhan Dan, 28 May 1960/26 Apr. 1975/20-24 Apr., 11 May 1976/18 May 1981/20 May 1987/15 Aug. 1992.

という事実は聞かれなかった。事実、国会の決議をみると、党の路線、政策を反映した言葉がいたるところに見いだせた。

第2に、国会は原則として年2回開催され、各会期は1週間前後と短かった(1964年に始まる第Ⅲ期国会から87年に終わる第Ⅶ期国会まで合計33回の国会が開催されたが、その開催日数別の内訳は次のとおりであった。15日間1回、10日間4回、9日間2回、8日間1回、7日間8回、6日間7回、5日間2回、4日間6回、3日間1回、2日間1回である)。

第3に、国会は党の路線を国家の路線とする「場」にすぎなかった。真の立法機関としてではなく、党の路線、政策を反映した法案の承認、宣伝を主たる役割とする国会においては、国会代表は事実上、「政治家」というよりは「党の路線、政策の推進者あるいは宣伝家」として存在した。このように国会と国会代表がベトナムの政治のなかで果たす役割をこのように理解すれば、国会代表がすべて党员であるよりは、非党员を含みつつ、上述のようにこの代表の回転率を高い状態にしておく方が、大衆に党の政策を浸透させるうえで、ベトナム共産党にとって有利に作用するといえよう。したがって、限られた範囲にせよ、民意によって1度でも推薦されず、あるいは落選した立候補者を再び推薦する必要もないということになるのである。

第2節 旧選挙法の下での第Ⅷ期国会代表選挙の特徴

本節の目的は、第6回党大会(1986年)後に実施された第Ⅷ期国会代表選挙がどのような点で従来の選挙とは異なり、ドイモイを示す選挙であったのかを明らかにすることである。

第Ⅷ期国会代表選挙は、1980年憲法の下で制定された81年の国会代表選挙法に基づいて行われた。したがって、選挙の大枠を変化させることはできなかったものの、第6回党大会で打ちだされた「人民が根本である」というスローガンの下で選挙の民主化をどのように図るのが大きな課題となった。

選挙の準備段階から選挙の結果までの特徴を列挙すると以下のとおりである。

第1の特徴は、選挙区の数が増大したことであり(前掲表1を参照)。南北統一後に実施された選挙では選挙区数は1976年が79、81年が93と増大傾向を示していたが、87年の第VIII期国会代表選挙では167と大幅に増大した。1976年から81年の増大は南部における選挙区の数が増大したためであるのに対して(南部における選挙区数が76年から81年にかけて増大した一因としては、選挙実施の際に重要な役割を果たすベトナム祖国戦線の基盤が強まったことを示しているものと思われる)、87年は全国範囲で増大している。当時、ベトナムの報道機関は、これは選挙民が投票するにあたって立候補者との接触をしやすいするための措置であり、国会代表を選挙民に近い存在にしようとしたことを示す、いわばドイモイの精神を具現させたものであると説明していた。もっとも実際には、北部では1971年および75年の選挙の時点で87年の選挙時点とほぼ同じ選挙区に分かれて選挙が実施されているので、87年時点でも南部の祖国戦線の基盤がいつそう強まったことを反映した変化にすぎないとみることができ、いずれにせよ結果として選挙区数が増えたことはドイモイの求める方向に一致する変化であった。

第2の特徴は、国会代表の定数にはほとんど変わらないが、立候補者の数が増大したことであり(前掲表1を参照)。全国レベルでみると1976年の選挙では定数492名に対して立候補者数が605名、81年の選挙では定数496名に対して立候補者数が614名であり、ほぼ同じであった。しかし、1987年の選挙では定数496名に対して立候補者数が828名と急増している。これは、従来、定員3名の選挙区では立候補者が4名、定員4名の選挙区であれば立候補者が5名であるのが一般的であったのに対し、1987年の選挙では立候補者がそれぞれの選挙区で従来よりも1名多くなったのが原因であり、投票によって国会代表を選ぶ幅を増やした点でドイモイを具現しているといえよう。

第3の特徴は、ホーチミン市第9選挙区からグエン・スアン・オアイン(Nguyen Xuan Oanh)という旧サイゴン政権で国家銀行総裁、大統領代行までした人物がトップ当選し、同市第11選挙区でダン・ヴァン・タン(Dang Van

Than) というベトナム共産党中央委員候補兼郵便総局長が落選したことである。これはドイモイの下で過去の経歴に対して偏見をなくし、知識人を重視していくことが強調され、他方で上述のように立候補者数を増やして民意を反映させやすくした結果として生まれた現象である。

第4の特徴は、「女性」と「青年」の国会代表は減少したが、国会代表の階層・身分別構成に大きな変化はみられなかったことである（前掲表2を参照）。各選挙区の立候補者数が増えたとはいえ、選挙結果に対して一定の操作は可能であるだけに（たとえば、「農民」や「労働者」のいずれかを必ず当選させたければ、定員3人ないし4人の選挙区ではそのような階層の人物を3人立候補させればよい）、この時点では後述する次期国会選挙とは異なり、国会の階層・身分別構成の変更には大きな関心が及んでいなかったといえよう。

第5の特徴は、公表された資料で初めてベトナム共産党員（ホーチミン共産青年団員も含む）が国会代表の過半数を占めていることを確認できたことである。1976年、81年の選挙では全立候補者のうち、共産党員と分かる人物は全体の35%前後であったが、87年の選挙では全体の約65%となり、全当選者のうち75%以上が共産党員であることが確認できた。実際には、第VIII期国会代表496名のうち、40名程度が非共産党員であるともいわれているが⁽⁶⁾、その真偽はともかくとして、ここではベトナム共産党が国会に対して民主化を進めると同時に、国会に対して強い指導力を発揮することを内外に示した点が注目される。1976年、81年の国会代表についても共産党員が過半数を占めていた可能性も高いだけに、これは情報の「公開化」の一步前進ともいえる。

第3節 第VIII期国会の活動

第VIII期国会の活動は、基本的に第VII期国会と同じ国会組織法に基づいていたが、ドイモイの精神を具現する、いくつかの現象がみられた。ドイモイの下では「人民が知り、人民が議論し、人民が行い、人民が審査する」ことに

よって社会主義的民主主義を保障し、「党の指導の下で、社会主義的法制を強化する」ことが民主集中原則に基づく民主主義であるとして立法機能が強化された。このようなスローガンの下で、国会での審議は従来のような形式主義から実質主義へと転換が図られた。

以下、第VIII期国会の活動のなかで注目された変化を列挙する。

第1は、国会代表に対して、有権者との接触を十分に行い、国会で民意をできるだけ反映した議論を行うようにとの党の指導が積極的に展開されたことである。

第2は、国会では党批判、幹部批判を含め、国会代表が積極的に発言を行うように、また、党決議などに対しても主体的に意見を述べるように党自ら指導し、国会内の民主化を図ったことである。

第3は、国会での討議内容や採決結果をマスコミが公表するようになったことである。つまり、公開化を一步進め、国会を国民の身近な存在にしたことである。1988年3月にファム・フン (Pham Hung) 首相が急死し、同年6月の国会では新首相ド・ムオイが選出されたが、この際、マスコミは党が彼1人を推薦したのに対し、国会代表が複数の候補者をたてることを要求したこと、そして、ヴォー・ヴァン・キエット (Vo Van Kiet) と彼との決選投票となった経緯、採決結果などを公開した。以降、国会の各法案などに対する国会内での討論内容、採決結果などは、国民の注目を集めるようになった。

第4は、1989年6月の第5次国会から国家計画および国家予算についての討論や決定方法を従来以上に民主化したことである⁽⁷⁾。党政治局は国家計画の主要な方向、任務について述べ、その最も重要な目標を明らかにするだけで、計画の内容、計画の指標や実現方法などについては閣僚評議会が準備し国会に報告し、国会がこれを審議し決定する全権をもつことになった。

第5は、従来以上に立法活動が強化されたことである。ドイモイの下での経済改革と政治改革にともない、さまざまな経済関連法規の修正・新設が必要になったことが大きな原因である。

第6は、1989年12月の第6次国会で、今後の国会のあり方についての政治

局の考える方向が明示され、その後さまざまな議論が展開されたことである。1992年憲法は、後述するようにこのとき示された方向に沿って国会に関する規定が変更されている。

第7は、第VIII期国会では合計11回の国会が開催されたが、1990年6月の第7次国会から各会期が約2週間となり、従来よりも国会の開催期間が長くなったことである。

第4節 国会・国家評議会の再編と「国会の日常的活動への移行」をめぐる議論

国会は1980年憲法でも1992年憲法でも「国家最高の権力機関であり」、人民が国家権力を行使する際には不可欠な機関として位置づけられている。この国会に関する憲法修正の精神について、ヴォー・チ・コン (Vo Chi Cong) 憲法修正委員会委員長は第2次草案を審議した第VIII期第9次国会 (1991年7月) において、引き続き国会の地位を高め、国会が効果的に活動できる十分な条件を作りだし、断固としてその形式主義的性格を克服することにあると述べている⁽⁶⁾。そして、その精神に沿った次のような具体的な修正の方向や内容に言及している。①国会を日常的に活動する (hoat dong co tinh chat thuong xuyen) ような方向へと移行させること、②国会の民族評議会、各常設委員会に国会代表が専門的に従事する制度 (che do lam viec chuyen trach) を設けること、③国会代表が討議し、決定し、自己の任務を完全に果たせるように、従来、年2回開催されてきた国会の開催回数を増やし、それぞれの会期の期間 (従来は10日から2週間—筆者) を長くすること、④国会代表の階層・身分別構成 (実質的には立候補者名簿作成段階での階層・身分別構成—筆者) をこれまでよりも合理的に再編すること、⑤国会代表の基準 (実質的には立候補者を正式に認める際の基準—筆者) を人格の面でも能力の面でも高めること、⑥民族評議会、各常設委員会、個々の国会代表が仕事をするうえでの諸条件(情報、資

料の供与、その他の仕事に必要な手段などを徐々に増強し、保障すること、などである⁽⁹⁾。

以上の憲法修正の精神と具体的な方向と内容は、すでに第1次憲法草案が起草される2カ月前の第VIII期第6次国会(1989年12月)におけるコン自身の演説のなかに看取できるが⁽¹⁰⁾、憲法修正の過程においては、第3次草案、第4次草案を経て憲法成文が採択されるまで「基本的」に一貫していた⁽¹¹⁾。

その結果、概ね国会については「憲法修正委員会」が当初から目指した方向と内容で憲法は改正された。以下は、国会に関する憲法改正点の一部にすぎないが、そのことを確認できる事例である。①については全国国会代表(400名以下)のうち少なくとも60名程度は他の職務を兼任しない国会代表専従者となることになり、また、専従でない国会代表でも代表としての任務を果たすために最低でも仕事の3分の1の時間を国会代表としての仕事に割かなければならなくなった⁽¹²⁾。②については民族評議会、各常設委員会のなかに国会代表として専従できる委員が含まれることになった(第94条、第95条)。③については、第3次草案まで国会を年3回召集するとしていた改正案が(第85条)、第4次草案の段階で年2回となったものの、各会期の期間を長くすることによって年3回召集するのと同じ効果を得られるようにするとの前提で⁽¹³⁾、国会はこれを正式に承認した(第86条)⁽¹⁴⁾。④、⑤については次節において詳述するが、第IV期国会(1971~75年)以来国会代表の40%前後を占め続けてきた「労働者」と「集団農民」が、第IX期国会(92年9月以降)ではわずかに全体の20%強へと激減し、他方、「国家管理の分野に従事する者」や「政治幹部」が従来の20~30%から40%強へと激増し、また、高学歴の代表が増えるなど、国会において実質的な討議がしやすい環境が整えられた⁽¹⁵⁾。⑥については1980年憲法では民族評議会、各常設委員会が必要な問題についての報告や資料の提供を要求する権利をもっていたのは「閣僚評議会(政府一筆者)」の構成員とその他の関連ある国家職員(第93条)だけであったのに対し、1992年憲法ではこれに最高人民裁判所長官、最高人民検察院院長を加え、また、各国家機関は民族評議会や各常設委員会の建議を研究し、それに対する回答

もしなければならなくなった(第96条)。

しかし、上述のような点を確認できたとはいえ、憲法改正の過程では「国会を日常的に活動するような方向へと移行させる」ペースと範囲をめぐる問題が初めから最後まで大きな議論となった。これは憲法修正委員会はもとより党政治局をも最も悩ませた問題といっても過言ではない。そもそも、ベトナムで「国会を日常的に活動するような方向へと移行させる」という問題が政治課題として浮上した経緯そのものが、「国会」の再編だけではなく、「国会の日常活動(hoat dong thuong xuyen)を行う最高権力機関」(1980年憲法第98条)である「国家評議会」の権限を「国会」へ移行させていくべきであるとの判断に基づく、「国家評議会」の再編とも密接に関連があったからである。両者の関連性は、1989年12月の第VIII期第6次国会で、ヴォー・チ・コンが政治局を代表して「現在、国家評議会はドイモイ事業のペースに合わせて経済・社会に関する緊急な要請に応えるために多くの法令を採択しなければならない。しかし、国会が徐々に日常的な活動へ移行していくことで、法令(Phap lenh)の数は徐々に減らさなければならず、徐々に法律(Luat)が主要な形式となるようにして立法権を具現させ、国会が立法任務を果たす主要な機関となるようにしなければならない。このようにして初めて真に国会の役割と職能を発揮できるのである」⁽¹⁶⁾と述べていたことから明らかである。しかし、憲法改正にあたっての問題は移行すべき方向は決まっていたものの、そのペースや範囲をどの程度にすればベトナムの現実のなかで適切であるのかという判断であった。具体的には、①「国家評議会」のような「国会の日常活動を行う最高権力機関」を存続させるべきか否か、②「国家評議会」のような機関を存続させるとしても、「国会」にその任務と権限をどの程度委譲するのか、といった問題である。この「国家評議会」再編問題は「国家評議会」が「ベトナム社会主義共和国の集団的主席」(1980年憲法第98条)と規定されていたこともあって、(イ)「国家評議会」を廃止した場合に「国家主席」を「集団的主席」制とするのか「個人主席」制にするのか、(ロ)いずれの「国家主席」制を選ぶとしても、その国家主席の任務と権限はどの程度のものにするのか

といった問題をも同時に解決しなければならないものであった。

以下では、憲法修正委員会および政治局がこれらの問題にどのように対応し、最終的な結論を出したのかを考察する。

コン演説から分かる第1の注目点は、憲法草案委員会(場合によっては政治局を含む)が自らの立場を明確にしつつも、問題の重要性を鑑みて一貫して複数の案を紹介しつつその特徴を述べて民主的な討議を促したことである。第1次草案段階については不明であるが、第2次草案については1991年7月の国会演説で彼は2つの案に言及している。ひとつは、「国家評議会」のような「国会の常務機関」は廃止し、国家主席は「個人主席」制とするというものであり、いまひとつは「国会評議会」のような機関を5～10年程度は存続させ、国家主席はその機関の長が務める「集団的主席」に近いものとするというものである⁽¹⁷⁾。第3次草案(起草)についての第2回党中央委員会総会(第VII期<以下「2中総」と略記>)での演説では、上述の2つの案に加えて第3の案として「国会評議会」のような「国会の常務機関」は存続させるが、国家主席はその機関の長が務めるのではなく「個人主席」制であることが明確になるようにするという案を提示している。この演説では憲法修正委員会と政治局がこの第3の案を支持していること、また、政治局が同問題の重要性に鑑みて2中総で3案すべてを審議するように求めたことが明らかにされている⁽¹⁸⁾。1992年1月3日に『ニャンザン』(Nhan Dan: 人民)に掲載されたコンの署名記事は2中総での第1案には触れていないが第2、第3の両案に触れている⁽¹⁹⁾。第4次草案についての国会演説でも同様であった⁽²⁰⁾。後者の演説では修正委員会が第3案を支持していることを明確にしている。

第2の注目点は、憲法修正委員会や政治局の立場が大きく変わったことである。1990年2月の第1次草案(起草)段階では、憲法修正委員会は「国家評議会」のような機関を「国会主席団」として残し、同機関の長である「国会主席団主席」を国家主席とする方針、つまり上述の第2案を支持する立場であったように思われる⁽²¹⁾。しかし、1991年5月の第1次草案(成案)では国家評議会のような「法令を出す国会の常務機関(国家評議会、国会主席団、国会常

務委員会) はひとつもたない」ことにして第1案支持へと立場を変更した⁽²²⁾。そして、1991年7月の第2次草案段階では、第2次草案の第7章の表題を第1次草案(起草)の「国家主席団主席」ではなく「国家主席」としていたこと、また、91年11月の2中総の演説のなかでコンが第1案に触れて「この案は政治局と国会で意見を求め、全国の高級・中級幹部にも渡され彼らの意見を聞いたが、多数(so dong)がこれに賛成した。しかし、世界情勢の複雑な変化の後に、さまざまな点を詳細に考慮して、現在ではますます多くの人がもはや賛成しなくなっている」と述べていること⁽²³⁾、さらに法律家グエン・フイ・トゥック(Nguyen Huy Thuc)が「第1次草案は、大きな権限をもった国家主席をもち、国会は法律をつくり、法令を出す国会の常務機関(国家評議会、国会主席団、国会常務委員会)はひとつもたないと規定していた。第3次草案は、法令を出す権利をもつ国会の常設機関である国家評議会をもつと規定している」と述べ、第2次草案での変更に関及していないこと、などを合わせて考えると修正委員会は第1案を支持していた可能性が高い⁽²⁴⁾。その後、2中総では前述したように、憲法修正委員会と政治局が第3案を支持することが表明される。ここでコンは、過去10年間にわたる「国家評議会」のような集団的国家元首制が一定の成果を挙げてきたと評価したあと、「国家評議会のメンバー構成は、専門的に働く人物が不足しており、十分に強力とはいえず、評議会の地位や職能にふさわしくない」、「憲法は国会の各会期における国家評議会の任務を規定していない」などと述べて、「今日まで一般的に言えば国家評議会制を多くの意見が賛成しなかった。共通した意見は国家元首に関しては新しい制度・規定を提示する必要がある」と述べ⁽²⁵⁾、「世界情勢の複雑な変化の後に、さまざまな点を詳細に考慮して」みると「国会評議会」のような機関は存続させるが、国家主席は「個人主席」制であり「国会の常務機関」の長とはしない方がよいとの姿勢を示す。ところが、国民に12月末に公表した第3次草案(成案)は第2案を取り入れたものとなり、第7章の表題は「国家評議会と国家評議会主席」となった⁽²⁶⁾。そして、さらに第4次草案段階では、「人民の意見を取り入れ」て2中総のときと同じ第3案の立

場を支持することになったのである⁽²⁷⁾。

第3の注目点は、上述のような筆者の見解が正しければ4度も立場が変わったことになるのであるが、その主たる理由がソ連情勢であると思われることである。第2案から第1案への立場の変更があった1990年2月から91年5月までの間は、ソ連で大統領制が導入され、本格的に機能し始めた時期であり、第1案支持から第2案支持へと変化した91年7月から11月の初めにはソ連の「八月革命」とソ連共産党の解散のあった時期である。1人の広範な権限をもった大統領の下で生じたソ連の激変は、コンのいう「世界情勢の複雑な変化」の中心の問題であったことは間違いない。この時点で「国会の常務機関」は廃止し、国家主席は「個人主席」制とするという案は頓挫してしまつたと推察できよう。次の第3案支持から第2案支持への変化の起きた2中総（11月25日～12月4日）から12月30日までの期間はソ連のまさに解体が決定した時期である。したがって、この変化は、党指導部が危機感を高めた結果と受けとめることができよう。しかし、第2案支持から第3案支持への変化がおきた1992年1月から3月までの間には大衆討議の結果を踏まえて元の意見に戻つたとされる。

第4の注目点は、「国会の常務機関」は将来的には廃止の方向であることを強調して「国会常務委員会」、「国家主席」制を1992年憲法で採択したことである。すでに述べてきたように、第1次草案（成案）段階から第2次草案まで「国会の常務機関」を廃止し、国家主席を「個人主席」制とするという案が「政治局」や「高級・中級幹部」の「多数」に支持されていたとすれば、それはきわめて重要なことである。なぜならば、コンが第2次草案、第3次草案についての演説のなかで明らかにした「国会評議会」のような機関を5～10年程度は存続させ、その機関の長を国家主席とするという案を主張する根拠を彼らが認めなかったことを意味するからである。つまり、「国会が日常活動へ移行するには今後1期ないし2期が必要であり、あらゆる面で準備するための時間が必要である。したがって、国会の日常活動を行う国会主席団を設立する必要がある」、「国会主席団は、国会の各会期はもとより、通常の仕事

を直接指揮・コントロールする」,「国会主席団が国家元首の任務を果たせば、重要な問題はすべて集団討論に付され、それで決定は国家主席が1人で決定するよりもしっかりしたものになる」といった主張を退け⁽²⁸⁾,「国会は、世界の多くの国の国会と同じように、早く日常的な活動をするように移行する必要がある」,「国会は自己の任務と権限に属する仕事を直接決定する」,「国会は法律を作成し、国会閉会中に国会の一代表機関(「国家評議会」などを指す)による法令などは出さないようにする。これによって立法活動における民主的性質はいっそう拡大される。国会は従来以上に開催の回数を増やし、時間も長くしなければならない。国会常設の各評議会と各委員会は増強され、真に国会の決定を準備するために日常活動をする。国会代表の構成と基準は見直され、いっそう厳密に、高く、合理的に規定する。国家主席は国家評議会のような集団的主席に替わり国家元首となるであろう。国家評議会の任務と権限は一部国会へ返還され、一部は国家主席に移される」⁽²⁹⁾,「国会の定めた法律や諸決議を従来以上に敏速に施行する」といった主張を認め、支持していたことを意味するからである。このようなことを踏まえたうえで、第4次草案でのコン演説をみると憲法修正委員会が「国家評議会」,「国家評議会主席」という制度ではなく、「国会常務委員会」,「国家主席」という制度に支持を得るために「長期的には立法という職能は国会が実現し、国会常務委員会の法令公布は過渡期の一時期にのみ存在するだけであり、若干の任期のなかで、徐々に国会が日常活動を行うようになったときには、国会常務委員会はもはや法令を公布しないという主張の要請にも対応するものである」といっている点が注目される。こうして結果的に、1980年憲法の第6章国会、第7章国家評議会は、1992年憲法では国家評議会が従来もっていた2つの性格のうち「国会の日常活動を行う最高権力機関」という性格については従来よりも権限を制限する形で国会常務委員会に引き継がせ、第6章国会のなかに規定し、もうひとつの性格である「ベトナム社会主義共和国の集団的主席」については個人主席制を採用した第7章国家主席に引き継がせることになった。

第5節 新選挙法の下での第IX期国会代表選挙の特徴

第IX期国会代表選挙は、1992年憲法の下で制定された92年の国会代表選挙法に基づいて53省・都市の158選挙区で投票が行われた。立候補者総数601名から395名の代表を選出する選挙となったが、投票率は99.12%となり前期国会選挙の98.75%を上回った。1981年の選挙法と92年の選挙法は、いくつかの点で大きな相違がみられるが、それを列挙すると以下のとおりである。

第1に、1981年の選挙法で否認された「個人の立候補権」が92年の選挙法で再び認められたことである。1989年の人民評議会代表選挙法の改正の際にすでに認められていたが、実際の選挙では実体に大きな変化がなかっただけに、国会代表選挙法の改正ではこれがどのような結果をもたらすのかが注目された。

第2に、国会代表の定数が400名以下と明記されたことである。従来は500名近い定数であったからこれは大幅な削減である。ベトナムでは国家機構の簡素化にともない、各国家機関で人員削減を積極的に行っており、国会が模範を示すためにこのような措置がとられたものと思われる。

第3は、従来は定数の6分の1が少数民族のために特別に配分されていたが、新選挙法では少数民族に対してこのような配分を数字で明記しなくなった。

しかし、このような変化にもかかわらず、第7回党大会で強調された「法治国家」論、「三権分担」論を強化できるようにするため、言い換えれば国会の立法機能強化をできるように階級・階層別構成を大きく変化させた以外は基本的に選挙の実体は従来と変化がなかった。以下にそれらを具体的に見てみよう。

第1の特徴は、選挙区の数に1986年には167であったが、92年の選挙でも158と若干減少しているものの従来とほぼ同じであった。また、全国的にみて、定員に対する立候補者の数もほぼ同じ割合であり、第VIII期でドイモイの象徴

として指摘したことが継承されたことである（前掲表1を参照）。

第2の特徴は、上述のように国会代表の定数が大幅に減少したことである。1992年の選挙では395名と前期より100名も減少している。

第3の特徴は、「個人の立候補権」が認められたにもかかわらず、この権利を行使した38名の自薦者のうちで最終立候補者名簿に掲載されたのはわずか2名にすぎず、立候補者決定のプロセスでほとんどこの規定が生かされなかったことである。これは「個人の立候補権」が認められたものの、実質的に立候補申請者に関する規定や立候補者の最終決定権が従来とほとんど変化がなく、祖国戦線ならびに党の意向が反映する選挙となったからである。ホーチミン市の場合、人民委員会が決定した選挙委員会のメンバーは9名で、その構成はホーチミン市の祖国戦線委員長、人民評議会副議長、人民委員会副委員長、政権組織委員会委員長、法律協会副会長、労働総連盟副委員長、農民連合会会長、婦人連合会副会長、ホーチミン共産青年団書記長からなっていた⁽³⁰⁾。また、同市における第1回協議会では立候補者のなかに、自薦者を3名以下とする祖国戦線常務委員会の意向も示されている⁽³¹⁾。従来と同様に官製選挙の色彩が強く出たといえよう⁽³²⁾。

第4の特徴は、国会代表の階層・身分別構成が大きく変化したことである。『ニャンザン』の発表では当選者のなかには女性73名(18.48%)、少数民族66名(16.70%)、祖国戦線および各人民団体の代表59名(14.93%)、宗教関係者7名(1.77%)、前期国会代表103名(26.07%)、工業分野で活動する代表19名(4.81%)、農業分野で活動する代表58名(14.68%)、人民武装勢力の代表38名(9.62%)、政治幹部43名(10.88%)、文学・芸術20名(5.06%)、教育部門の代表24名(6.07%)、医療部門の代表16名(4.05%)、国家管理分野の代表123名(31.13%)、大学卒以上の学歴をもつ代表222名(56.20%)が含まれている⁽³³⁾。これは既述のように最終立候補者名簿を作成する段階で党がある程度予測・期待していた結果であるが、ここで注目されるのは、階層・身分別の発表の仕方が従来と大きく異なっていることと、従来、前掲の表2をみても分かるとおり全国会代表の40%を占めてきた「労働者」と「(集団)農民」

で、1992年には20%程度に激減していることである。前者は、ドイモイの下で国会代表の構成のあるべき姿について前期の時点とは大きく異なっていることを意味しており、後者はその結果を象徴的に表しているといえよう。

第5の特徴は、国会代表の階層・身分別構成の発表内容からみて、階級的観点が弱まり、社会と国家を分ける視点が強まったように思われることである。従来の「労働者」、「(集団)農民」という区分が「工業分野で活動する代表」、「農業分野で活動する代表」となり、また、従来の「政治幹部」が今回は「祖国戦線および各人民団体の代表」、「国家管理分野の代表」、「政治幹部」の3つに分けていると考えられるからである(ベトナムが選挙前に発表する各立候補者の肩書きでは、誰が選挙後に発表されるどの階層・身分別構成のなかに分類されるのか不明確であり、農業合作者の主任で同時に社会団体の幹部である人物などの場合には、その分類が困難なことが多々あるが、表2では従来との比較を試みるつもりで第IX期国会代表の階層・身分別構成を記しておいた。この点では正確さに多少欠けるとともに、第IX期国会代表の特徴を十分に表せていないといわざるをえない)。

第6の特徴は、すでに触れたが、従来、「労働者」と「(集団)農民」に区分されてきた国会代表に象徴されるような基礎組織レベル、とくに生産部門の基礎組織である農業合作社や手工業合作社の(副)主任、国営企業の(副)企業長などを激減させたことである。第IX期国会代表のなかで農業合作社の主任は10名足らずで、手工業合作社の主任や国営企業の企業長も20名足らずである。落選した主任や企業長の数も、それぞれ10名、30名足らずである。この数値は、前期国会代表のなかに農業合作社の主任が約30名、手工業合作社の主任や国営企業の企業長も約50名おり、落選した主任や企業長の数も、それぞれ約50名、100名と多かったことを考えると、非常に大きな変化である。立候補の段階で彼らは、4分の1ないし3分の1程度に調節されている。国会での実質討議を重視した結果であろう。

第7の特徴は、第IX期国会代表選挙では非党員は立候補者総数601名の約10%にあたる63名しか最終立候補者名簿に掲載されておらず、ベトナム共産

党員が国会代表の大半を占めていることを確認できたことである。ハノイ放送によれば、国会代表の8.4%が非共産党員である⁽³⁴⁾。したがって、33名が非党員、残り362名が党員である⁽³⁵⁾。

第6節 第IX期国会の活動

第IX期国会の活動は、1992年憲法および同憲法と同じ日に公布された国会組織法に基づいて行われている。ここでは、まず従来の憲法、国会組織法に定められた国会の権限と任務の相違を明らかにしてから、実際の活動状況を検討していくこととする。

まず、国会と政府との関係についてであるが、1992年憲法では旧憲法に比べ首相の権限が強化され、また、国会の立法機能と政府の行政機能とが明確に分けられたことを指摘しておかなければならない。

憲法修正委員会は第1次草案起草段階(1990年2月)から「閣僚評議会」(Hoi Dong Bo Truong)を「政府」(Chinh Phu)と改称する意向であったが⁽³⁶⁾、最終的にこの意向どおりの採択がなされ、首相は政府の先頭に立つことを明確にした首長制度(Che Do Thu Truong)に従って活動することになった。また、1980年憲法の「閣僚評議会はベトナム社会主義共和国の政府であり、最高国家権力機関の最高国家執行・行政機関である」(第104条)との規定は第2次草案段階では「政府は国会の執行機関であり、ベトナム社会主義共和国の最高の国家行政機関である」と規定しており、この規定も第3次草案(成案)、第4次草案、1992年憲法成文(第109条)にそのまま引き継がれた。

政府は首相、各副首相、各省(官庁)の大臣および他のメンバーによって構成されるが、1980年憲法のように「国会が閣僚評議会を選出する」(第83条)のではなく、国会が国家主席の提案に基づいて首相を承認することになり、首相が組閣において主導制を発揮できるように、組閣名簿を国会に提出して承認を得ることになった(第103条)。また、行政分野に対する監督機関として

の国会・国家評議会と執行機関としての政府の職能を分けるために、1992年憲法では首相を除く閣僚は、「主に国会代表から選ぶ」という必要もなくなった(第IX期国会で承認された新閣僚は34名、うち国会代表は13名。前期閣僚評議会の発足時は閣僚38名、うち国会代表は36名)⁽³⁷⁾。むしろ、どうしても必要な場合は国会代表でもよいという姿勢に変わった。1959年憲法と1980年憲法では、1992年憲法の政府にあたる政府評議会、閣僚評議会は国会と国会常務委員会(国家評議会)に責任を負い、活動報告をすとしていたが、1992年憲法では政府と首相は国会に責任を負うだけとなり、国会常務委員会、国家主席に対しては責任を負わず、活動報告を行うのみとなった⁽³⁸⁾。首相以外の閣僚も全国範囲での自分の担当分野、部門に関しては従来のように「国会、国家評議会、閣僚評議会に責任を負う」(第112条)のではなく、「首相と国会に責任を負う」(第117条)ことになった。首相に対して責任を負うことになったのは閣僚の選出方法の変更にとまなう措置であろうが、政府、首相、首相以外の閣僚が国家評議会に責任を負わなくなったのは、従来の「国家評議会」を国会閉会中の「国会」と見なす考え方を変えると同時に、政府、首相の指導力を強化していこうとする姿勢の表れである。首相は政府が解決すべき重要問題についてマスコミを通じて国民に報告する制度を実施することもできるようになった⁽³⁹⁾。

次に、実際の国会活動であるが、1994年10月現在までで、国会は5回開催されている。この時点までに注目された点は以下のとおりである。

第1は、国会の各会期が第VIII期国会よりも長くなったことである。第IX期第1次国会は1992年9月19日から10月10日までの22日間、第2次国会は同年11月14日から12月8日までの25日間、第3次国会は93年6月14日から7月14日までの30日間、第4次国会は同年12月6日から30日までの25日間、第5次国会は94年5月26日～6月23日の29日間の会期であった。

第2は、国会の立法機能が強化される方向にあることである。第3次国会では土地法をはじめ農地使用税法、石油法、出版法などを審議、採択した。また、国会代表の活動に関する法案なども採択した。さらに、第4次国会で

は企業破産法、環境保護法、国家予算法、第5次国会では労働法、土地使用権譲渡税法、国内投資奨励法なども新たに採択した。そして、この間に各国家機関組織法も修正した。

第7節 結論にかえて——政治のドイモイと国会——

以上の考察から、ベトナム共産党がドイモイの過程で国会に対する指導力を保持させつつも、指導のあり方を変更してきたことが分かったが、ここでは改めてこれまでの考察をまとめ、今日のドイモイの現状と今後の展望をしておきたい。

まず、ベトナム共産党は選挙法によって共産党の支持者が国会内で多数を占められるようにしている。この「党の指導性」保持の姿勢は、ドイモイ以前とドイモイ開始後とで基本的に同じである。

しかし、ドイモイ開始以降、ベトナム共産党は国会代表選挙の立候補者決定過程と投票において大衆の意見が従来以上に反映できるように既存の制度を運用したり、新しい制度を創出した。第IX期国会代表選挙では十分に生かされなかったとはいえ、新選挙法で「個人の立候補権」を再び容認したことはその象徴的な出来事であった。

そして、国会の活動においても、国会代表に常日頃から有権者の意見を聴取し、国会の議論に反映させるように努めてきた。国会が従来のように党の路線、政策を体制化させる機関としてだけでなく、立法機関としても実質的にその機能を発揮できるように制度的にも改編した。

国民はこうした党の姿勢を歓迎しているといつてよいであろう。

しかし、憲法の制定過程で1度は認めた国家評議会のような法令を公布する国会常設機関の廃止は、政治的安定確保の観点から見送られることになった。ただし、ここで重要なことは廃止の見直しが原理的に受け入れられなかったのではなく、当面の措置としてとられたことである。したがって、今後の

ドイモイ推進過程では、再び制度変更の可能性がある。

かつて、1991年7月の第VIII期第9次国会において、国家評議会議長であり憲法修正委員会の委員長でもあったヴォー・チ・コンは、1980年憲法修正にあたって修正委員会が4つの点に依拠して草案を作成したことを明らかにしている。第1は第7回党大会（1991年6月）の決議とその後の党中央委員会、政治局の諸決議、とくに党大会が提示した「社会主義への過渡期における綱領」と「2000年までの経済・社会発展戦略」、第2は世界情勢との関係のなかに位置づけた政治、経済、文化、社会のあらゆる領域においてベトナムが直面している問題の特徴、第3は社会主義建設に関するマルクス・レーニン主義の基本的な観点、とくに社会主義への過渡期の初期の段階におけるそれと、「マルクス・レーニン主義をベトナムの具体的な環境に正しく創造的に運用した」ホー・チ・ミン思想、第4は幹部と人民の建設的な意見、である⁽⁴⁰⁾。また、同じ演説でコンは憲法修正にあたって貫徹させた4つの基本的観点も明らかにしている。第1は党が国家と社会を指導する唯一の勢力であること、第2はすべての権力は人民に属すること、人民は国会を通して国家権力を行使すること、三権分立は認めないが三権の分担を明確化すること、第3は国家は人民の人民による人民のための国家であること、そしてこの国家の下で社会主義的民主主義を実現すること、第4は党の全面的なドイモイ路線を具現させること、などである⁽⁴¹⁾。

また、憲法修正にあたって依拠したとされる第7回党大会で採択された各文書、たとえば、上述の「党綱領」をいっそう具体化した「政治報告」のなかでは、国家機構改革の方向は、第1に「国家は真に人民の人民による人民のための国家である。国家は、党の指導の下で、法律によって社会を管理する」、第2に「国家は民主集中の原則に基づいて組織し、活動し、権力を統一的に行使するが、任務分担、管理レベル別責任分担を明確に行う」、第3に「国家機構は、科学、技術、管理に関する諸成果を応用して、削減され、軽便で、高い質の活動を行う」ことであるとして⁽⁴²⁾、具体的に、①憲法を改正し、国家が社会生活のあらゆる面を法律によって管理できるように保障する、②国

会と人民評議会(地方議会)の代表の基準、選挙制度、活動規定などを改善する、③政府の組織と活動を改善し、各指導者の個人的責任と権限を強化する、④地方に対する国家中央の統一的指導を保障する、⑤法律を擁護すべき機関の効果を向上させる、⑥行政機関を再編、簡素化し、国家公務員規定を早期に施行する、⑦汚職を排除する、などの諸点に集中する必要があると述べている⁽⁴³⁾。

本章で考察した国会は、ドイモイの下で確かにコンの述べてきた方向での重要な変化を遂げてきたといえよう。ただ、筆者としては、最後に次の2点を強調しておきたいと考えている。第1は、1992年憲法では条文のなかにこそベトナムの国家が「プロレタリア独裁国家」とあるとの規定はなくなったが、いまなお、第IX期国会選挙の過程をみても分かるようにその色彩が強いことである。国会活動の変化は国会代表の構成からも明らかのように実質的には「党内民主の拡大」という側面が強い。第2は、しかし、こうした色彩が強いとはいえ、国会の階層・身分別構成が大きく変化したことに象徴されるように、国家の性格もドイモイの下で変化しようとしていることである。

[注] _____

(1) *Nhan Dan* [人民], 31 Mar. 1989.

(2) 中国における天安門事件と同事件に対する西側諸国の対応も彼らの危機感をよりいっそう高める一因となった。このような危機感の下で、ベトナムにとっての「敵」がどのような陰謀や破壊工作を国内外で行っているかを紹介した次のような本も出版された。Nguyen Quang Phong, *Bao ve an ninh chính trị va tu tuong trong giai doan hien nay* [現在の段階における政治的安寧と思想の防衛], Hanoi: Nha xuất bản Su that [スタッツ出版社], 1991.

(3) 党大会では、「綱領」最終草案に明記されていた目指すべき社会主義社会の特徴について3つの意見が出たという。第1は「綱領」に賛成する意見、第2は若干の修正を要求する意見、第3はまだ不明確な点もあるので社会主義社会の特徴について言及しない方がよいとする意見である。結局、討論の後に評決が下されることになったが、結果は69.8%が賛成、24.3%が基本的に賛成ということであった (*Dang cong san Viet Nam, Dai hoi VII của Dang dat nhung ket qua gi* [第7回党大会はどのような成果を収めたのか], Hanoi: Ban Tu

- tuong - van hoa trung uong, 1991, p. 28)。
- (4) 入党者の減少は1991年にはさらに進み、3万6000人となった (*Sai Gon Giai Phong* [解放サイゴン], 19 Aug. 1992)。各文書の妥協的性格については、五島文雄「ベトナム」(『中国総覧 1992年版』霞山会, 1992年)を参照されたい。
 - (5) 1981年までの選挙については『ベトナム社会主義共和国重要資料』アジア経済研究所, 1977年, ならびに、五島文雄「共産党の指導力と『集団主人公権』—ベトナムの国会に関する考察—」(大阪外国語大学『学報』第65号, 1984年3月)を参照されたい。
 - (6) 『インドシナの経済復興と国際経済協力 (国際シンポジウム報告書)』アジア経済研究所, 1992年, 58ページ。
 - (7) Vo Chi Cong, *Tang cuong quyen luc nha nuoc cua nhan dan day manh su nghiep doi moi* [人民の国家権力の増強とドイモイ事業の推進], Hanoi: Nha xuất bản Su that, 1992, p. 23.
 - (8) *Nhan Dan*, 30 July 1991.
 - (9) *ibid.*
 - (10) Vo Chi Cong, *Tang cuong quyen luc nha nuoc*……, pp. 22-27.
 - (11) *ibid.*, pp. 99-100, 131, 153-154.
 - (12) 1992年憲法と同じ日に国会で採択され、公布された「国会代表選挙法」と「国会組織法」による(同選挙法第7条, 同組織法第37条, 第48条, 第52条)。 *Nhan Dan*, 21 Apr. 1992; 22 Apr. 1992.
 - (13) *Tuoi Tre* [若者], 26 Mar. 1992.
 - (14) 従来の国会開催期間については、白石昌也『ベトナム—革命と建設のはざま—』東京大学出版会, 1993年, 266~271ページ。
 - (15) 五島「共産党の指導力……」8ページならびに *Nhan Dan*, 20 May 1987; 17 July 1992; 15 Aug. 1992.
 - (16) Vo Chi Cong, *Tang cuong quyen luc nha nuoc*……, p. 25.
 - (17) *Nhan Dan*, 30 July 1991.
 - (18) Vo Chi Cong, *Tang cuong quyen luc nha nuoc*……, pp. 104-105.
 - (19) *Nhan Dan*, 3 Jan. 1992.
 - (20) Vo Chi Cong, *Tang cuong quyen luc nha nuoc*……, pp. 157-160.
 - (21) 鮎京正訓『ベトナム憲法史』日本評論社, 1993年, 139ページ。1992年2月に起草された第1次草案は、全150カ条からなるが、91年5月に全国の高級・中級幹部に公表された第1次草案は全148カ条からなっている。したがって、1990年2月から91年2月の間に、修正委員会は立場を変更したと思われる。
 - (22) *Tuoi Tre*, 11 Jan. 1992.
 - (23) Vo Chi Cong, *Tang cuong quyen luc nha nuoc*……, p. 104.

- (24) 鮎京正訓がハノイの法律専門家から得た情報によれば、1980年憲法の第7章「国家評議会」が第1次草案では「国会主席団主席」、第2次草案では「国家主席」となっていたとされている(鮎京, 前掲書, 139ページ)。しかし、1980年憲法修正編集委員会常務であった法律家グエン・フイ・トゥックによれば、第1次草案では広範な権限をもつ「国家主席」についての規定があり、国会が法律を作成し、法令を出す国会の常務機関(国家評議会, 国会主席団, 国会常務委員会)はなくなるようになっていたことが明らかにされている。彼によれば第3次草案で法令を出す権限をもつ国会の常設機関としての国家評議会が規定されたという。鮎京とトゥックのいう第1次草案に関する食い違いは、鮎京が1990年2月の段階の草案を、トゥックが91年5月の段階の草案を念頭に述べていることから生じているものと思われる。 *Tuoi Tre*, Jan. 1992, p. 2.
- (25) Vo Chi Cong, *Tang cuong quyen luc nha nuoc*……, pp. 102-103. ここでは、立法権を国会に集中させること、国会閉会中に法令を出す国会の1代表機関として「国家評議会」、「国会常務委員会」、「国会主席団」などを設置すること、国会常設の各評議会や各委員会の増強方法として、専門的に働く多くの構成員をもつことが明示されている。
- (26) *Nhan Dan*, 30 Dec. 1991.
- (27) Vo Chi Cong, *Tang cuong quyen luc nha nuoc*……, p. 157.
- (28) *Nhan Dan*, 30 July 1991.
- (29) *ibid.*
- (30) *Sai Gon Giai Phong*, 5 May 1992.
- (31) *ibid.*, 14 May 1992. 同市祖国戦線常務委員会の意向では、当初、立候補者は次のような構成となることが期待されている。政治幹部・国家管理(同市党委員会, 人民評議会議長, 人民委員会委員長)2名, 軍幹部1名, 公安幹部1名, 祖国戦線および各団体5名(内訳は同市祖国戦線1名, 労働総連盟1名, 共産青年団1名, 婦人連合会1名, 農民連合会1名), 労働者(工業分野)2名, 農民(農業分野)2名, 商業(国内商業, 対外貿易)2名, 非国営経済セクター1名, 科学幹部(自然科学, 社会科学, 法律, 教育)7名, 文学・芸術2名, 宗教(仏教, キリスト教)2名, 華人2名, その他3名である。これに対して、会議では、若干名の修正要求が出たため、祖国戦線常務委員会は引き続き検討することにした。
- (32) *Nhan Dan*, 17 July 1992.
- (33) *ibid.*, 15 Aug. 1992.
- (34) ラジオプレス(RP) ベトナム関係ニュース1992年8月10日。
- (35) 第IX期国会代表選挙については、河上淳一「ベトナム国会議員選挙」(『ベトナム』1992年第2号, 社団法人ベトナム協会, 1992年10月)1~7ページ, が詳しく論じている。

- (36) 鮎京, 前掲書, 139ページ。
- (37) 1989年の閣僚評議会組織法では, 第2条で閣僚評議会の議長(つまり首相)は国会代表でなくてはならず, 閣僚評議会のその他の構成員も主に国会代表から選出されると規定されていた。
- (38) 第1次草案(起草)段階では, 「国会および国家主席団に対し責任を負う」となっていたという(鮎京, 前掲書, 141ページ)。公表された第3次草案は, 「国家評議会」「国家評議会主席」制を採用していたものの, 「政府は国会に責任を負い, 国会と国家評議会に活動報告を行う」(第106条)としており, 「首相は国会に責任を負い, 活動報告を行う」(第111条)と規定していた。
- (39) *Nhan Dan*, 30 July 1991.
- (40) *ibid.*
- (41) *ibid.* 4つの基本的観点の第3番目に掲げられた「国家は人民の人民による人民のための国家である」については, 1991年12月に開催された第VII期第2回党中央委員会では事実上「プロレタリアート独裁国家である」と言い換えられている。この点について次のようにコンは説明している。「修正憲法は国家の性格がプロレタリアート独裁国家であることを肯定している。……しかし, ベトナムの今日の条件においては, 綱領のなかの書き方に基づいて, 条件に適した書き方が必要である」(Vo Chi Cong, *Tang cuong quyen luc nha nuoc*……, p. 78)。
- (42) Dang cong san Viet Nam, *Van kien Dai hoi dai bieu toan quoc lan thu VII* [第7回党大会文献], Hanoi: Nha xuất bản Su that, 1991, p. 91.
- (43) *ibid.*, pp. 91-93.